

【2013 年 11 月 6 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 38 号 ■

目次

【トピックス】

1. 11 月は「職業能力開発促進月間」です
～人材こそが我が国最大の資源～
2. キャリア支援企業表彰式・シンポジウムを開催
～キャリア形成支援で社員の成長と企業の発展を目指して～
3. 「契約社員、パート、派遣社員などのキャリアアップガイド」
～非正規雇用労働者のキャリアアップのための先進事例紹介～

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆「短時間正社員制度導入・運用改善支援セミナー」を全国 7 都市で開催します
～短時間正社員制度を有効に活用するための基礎知識や留意事項を解説～
- ◆現在の雇用失業情勢

【トピックス 1】11 月は「職業能力開発促進月間」です
～人材こそが我が国最大の資源～

厚生労働省では、11 月 10 日を「技能の日」、11 月を「職業能力開発促進月間」※と定めています。

今年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」では、日本経済が安定的な成長を遂げていくには、「人材こそが我が国最大の資源である」との認識に立ち、若者を含むすべての人材が、その能力を存分に発揮できる社会を構築していく方向性が示されています。

「職業能力開発促進月間」では、職業能力の開発・向上の促進、魅力ある職業能力の形成を目指し、国や都道府県による様々な催しを行うほか、事業主の皆さまのニーズに合わせた各種人材育成支援施策の積極的な周知・広報を行います。人材育成に取り組む皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意していま

すので、従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。

※昭和 45 年に技能五輪国際大会（国際職業訓練競技大会）がアジアで初めて日本で開催されたことを記念して、開会式が行われた 11 月 10 日を「技能の日」、11 月を「職業能力開発促進月間」と定めています。

■職業能力開発促進月間の主な催し

- ・「卓越した技能者（現代の名工）の表彰」

11 月 7 日（木）

- ・「平成 25 年度職業能力開発関係厚生労働大臣表彰及び職業能力開発論文コンクールの入賞者に対する表彰式」

11 月 19 日（火）

- ・「第 51 回技能五輪全国大会（22～25 日）」
「第 34 回全国障害者技能競技大会（22～24 日）」

11 月 22 日（金）14:00～ 幕張メッセ（千葉県千葉市）

- ・「キャリア支援企業表彰 2013」

11 月 26 日（火）13:00～ 新宿明治安田生命ホール（東京都新宿区）

【職業能力開発促進月間】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000027641.html>

■人材育成支援策はこちら↓

[採用支援] 人材を円滑に採用したい

ジョブカード

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/

[助成メニュー] 従業員育成費用の助成を受けたい

キャリア形成促進助成金

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/d01-1.html>

キャリアアップ助成金（非正規雇用の労働者向け）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

[訓練提供] 訓練の場を提供

在職者訓練

<http://www.jeed.or.jp/js/jigyonushi/d-1.html>

認定職業訓練

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/nintei/>

[講師派遣] 実技指導者の派遣

ものづくりマイスター

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/monozukuri_master/index.html

[企業内人材育成の相談] 従業員の訓練カリキュラムを相談したい

職業能力開発サービスセンター

<http://career.javada.or.jp/id/career/contents/code/1>

[従業員の自己啓発への支援] 自己啓発を行う従業員に助成制度を紹介したい
教育訓練給付

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/kyouiku/>

【トピックス2】キャリア支援企業表彰式・シンポジウムを開催

～キャリア形成支援で社員の成長と企業の発展を目指して～

厚生労働省では、従業員の自律的なキャリア形成を企業などが支援していくことを推進するため、「キャリア支援企業表彰 2013 表彰式・キャリア支援推進シンポジウム」を「職業能力開発促進月間」の一環として、11月26日（火）に開催します。（入場無料）

全国の応募企業の中から、優れた取組を実施しているとして選定された企業10社を表彰するとともに、慶應義塾大学総合政策学部教授 花田光世氏による講演、表彰企業の取組内容の発表、パネルディスカッションなどを行います。

多くの皆さまの参加をお待ちしています。

- ・ 日 時：平成25年11月26日（火）13:00～17:00（開場 12:30）
- ・ 会 場：新宿明治安田生命ホール
（東京都新宿区西新宿 1-9-1 明治安田生命新宿ビル B1F）
- ・ プログラム：

13:00～13:30	表彰式
13:35～14:15	基調講演 慶應義塾大学総合政策学部教授 花田光世氏
14:15～17:00	表彰企業・取組内容の紹介 パネルディスカッション サントリーホールディングス株式会社 栗田アルミ工業株式会社

SCSK株式会社
有限会社COCO-LO
(コメンテーター)

慶應義塾大学総合政策学部教授 花田光世氏

・参加申込み方法：

中央職業能力開発協会キャリア形成支援課「キャリア支援企業表彰 2013」事務局へメールまたはFAXでお申し込みください。

【申込みはこちら（中央職業能力開発協会）】

<http://www.career.javada.or.jp/id/career/contents/code/5-3#requirements>

【トピックス3】「契約社員、パート、派遣社員などのキャリアアップガイド」 ～非正規雇用労働者のキャリアアップのための先進事例紹介～

厚生労働省では、契約社員、パート、派遣社員などの非正規雇用の労働者のキャリアアップを図る事業主向けの情報サイト「契約社員、パート、派遣社員などのキャリアアップガイド」を開設しています。

このウェブサイトは、正社員への転換、人材の育成、処遇の改善など、非正規雇用の労働者のキャリアアップに向けた取り組みを積極的に行っている企業の事例などを紹介する専用サイトです。

事例として掲載されている企業では、契約社員などにも正社員と同等の教育訓練を行ったり、定期的な能力評価を踏まえた昇給や正社員への転換などを行っています。このような取り組みにより、優秀な人材の確保、人材の定着、従業員のモチベーション向上などを実現しています。

この度、企業の取組事例を追加しましたので、キャリアアップの取り組みを進める際の参考として、ぜひご活用ください。

【契約社員、パート、派遣社員などのキャリアアップガイド】

(<http://www.hiseikikoyou.jp/>)

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼「短時間正社員制度導入・運用改善支援セミナー」を全国7都市で開催します
～短時間正社員制度を有効に活用するための基礎知識や留意事項を解説～ ▲△

- ・「短時間正社員制度」の主な運用上の課題と改善策
- ・事例に基づく運用改善のポイント

ほか

※導入編、運用改善編で別々の申し込みとなっています。「いずれかのみ」・「両方」どちらもお申し込みいただくことができます。

【申込先（事務局：株式会社浜銀総合研究所）】

<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

▽▼

現在の雇用失業情勢

▲△

10月29日に公表された9月の完全失業率は前月より0.1ポイント改善し、4.0%、有効求人倍率は前月と同水準で、0.95倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいる状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201309.pdf>

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000027087.html>

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。

- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====